

令和8年5月20日

質問回答書

件名	NanoTerasu 加速器DNS・DHCPアプライアンス更新
----	---------------------------------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	<p>【仕様書】 1.4 納期 「令和9年3月31日(水) ただし、現行機の取外し、後継機の導入及び運用開始は夏の加速器停止期間(2026年8月8日~同年9月14日)のうちに完了するものとし、実際の現地作業日は受注後に協議にて決定する。実運用開始後の不具合や設定調整が必要であることが判明した場合に、冬の加速器停止期間(2026年12月17日~2027年1月20日)または協議によって決定した日時に行うものとする。」</p> <p>2.2 作業内容 (カ) 実稼働後の設定調整 「① 2026年夏の後継機種に換装後、実運用状態と機器の性能との兼ね合い等、事前に想定し得ないもので設定内容に調整すべき箇所が判明した際に、再度設定調整を行うこと。② 設定調整日時は冬の停止期間(2026年12月17日~2027年1月20日)又はQST担当者と協議の上決定した日時とし、作業調整期間は原則1日とする。」 との記載がございます。</p> <p>昨今の半導体不足に加え、各種部材の供給逼迫の影響により夏の加速器停止期間までに後継機の準備が間に合わない可能性が高くなっております。そのため、現行機の取外し、後継機の導入及び運用開始は、夏の完了ではなく、冬の加速器停止期間にて実施及び完了することも可能とさせていただきませんか。</p>	<p>機器調達の納期上やむを得ない場合は冬の停止期間での作業を認めます。受注後に納入物の納期、作業予定日を含めたスケジュール調整の打合せをQSTと行うものとします。</p>
2	<p>【仕様書】 2.1対象機器、ソフトウェア 2.1.2 後継機器</p> <p>指定されていない型番の機器(相当品)を提案する場合は、指定された機器以上、もしくは同等の性能が証明できる資料を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>客観的に性能および機能が例示品以上であることを示す比較資料を作成し、技術審査資料に追加する形で提出が必要です。それを基に機構側で相当品となりうるか判断します。</p>
3	<p>【仕様書】 2.2 作業内容 (1) (ア)①、②</p> <p>受注後に、既存機器の設計内容、設定値が記載されたドキュメントをご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提供可能ですが全てを網羅できるものではありません。設計内容及び設定値は提供資料よりも現状を優先してください。そのため、現状の確認が必要です。現行機器構成の確認は、受注後に受注者にて実施をお願いします。</p>

4	<p>【仕様書】 2.2 作業内容 (1) (ア)①、②</p> <p>「① 機器の移行・統合のために必要となる、現行の権威サーバーおよびキャッシュサーバーにおける、DNS・DHCP・NTPサービスの機能提供状況と、加速器制御系ネットワークに属する各機器のDNS・NTP参照先設定を確認・把握すること。なお、NTPサービスについてはGPSタイムサーバーにおける設定も確認すること。 ② 既設機器を中心とした論理構成・物理構成を調査すること。なお、ラックマウント位置や電源接続構成も調査すること。」と記載がございます。</p> <p>作業実施前に、現行での設定状況を確認するために現地での実機調査は必須でしょうか。</p>	<p>実機調査を必ず実施のうえ、調査を行ってください。</p>
5	<p>【仕様書】 2.2 作業内容 (1) (ア)①、②</p> <p>現地での実機調査を実施するにあたり制限事項はありますか。</p>	<p>原則加速器停止期間中のみ実施可能です。直近では、8/8～9/17の稼働停止期間中にて立ち入り・調査可能です。その他、受注後に協議にて作業日を調整した上で一部のマシンスタディ期間を利用することも可能ですが、閲覧のみ可、コマンド操作は禁止、ログイン制限、など作業内容は一部制限をさせていただきます。</p>
6	<p>【仕様書】 2.2 作業内容 (1) (ウ)①、②</p> <p>現地での実機調査後、既存の設計書に不備が見つかった場合、導入後に設計書の修正は必須でしょうか。</p>	<p>設計書に不備がある場合、修正を行ってください。 修正後、再度成果物としての提出もお願いします。</p>

7	<p>【仕様書】 2.2 作業内容 (4) (エ)①、②</p> <p>「① DNS・DHCPアプライアンスの障害通知メール機能を有効にしたうえで、QSTが指定するSMTPサーバーに対してメール送信を可能にする設定を行うこと。 ② DNS・DHCPアプライアンスの上位に設置されている基幹LAN-加速器NW境界ファイアウォールや、基幹LAN側ファイアウォール装置のポリシー等の設定調整が必要になる場合、併せて実施すること。」と記載がございます。</p> <p>本件に関する動作確認は必須で、基幹側担当者様及び、保守業者様と共に実施する必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>メール通知設定に伴う動作確認は必須であり、受注者が主体となって、基幹ネットワーク側担当者もしくは保守業者と共に実施してください。</p>
8	<p>【技術審査に必要な提出資料】</p> <p>技術審査に必要な事項は、全て元請受注者自体に求められるもので、再委託先では認められないという事でよろしいでしょうか。</p>	<p>技術審査に必要な事項は、全て元請受注者自体に求められるもので、再委託先では認められません。</p>